

字治市字治琵琶33 発行 字 治 市 総務・市民協働部 総 務 課 電話 22-3141番

印刷 宇治市槇島町吹前123-4 (前南山城複写センター

自 次

| 告 示 ○告示第25号 議決予算の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ······(財政課) ···2 |
|--|------------------|
| 公 告 ○公告第9号 農用地利用集積計画 ···································· | ・・(農林茶業課) … 2 |
| 教育委員会 ○告示第3号教育委員会の招集···································· | 9 |
| ○告示第4号 教育委員会の招集 | |
| 監査委員 ○公表第3号 定期監査の結果に基づく措置の通 | 1知3 |
| 農業委員会 会○公告第2号 農業委員会定例総会の招集········ | 3 |

宇治市告示第25号

議決予算の公表について

令和6年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の 要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項 の規定により、次のとおり告示します。

令和6年3月8日

宇治市長 松村 淳子

令和5年度宇治市一般会計補正予算(第6号)

令和5年度宇治市の一般会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 431,000 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 73,429,005 千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」 による。

第1表 歳入歳出予算補正

| 歳 入 | | | | | | | | | | | | (単位 千円) |
|-------|---|---|----|---|------|---|---|---------|-----|--------------|---------|--------------|
| | 款 | | | | 項 | | | 補正前の予算額 | 補正額 | 計 | | |
| 16. 国 | 庫 | 支 | 出 | 金 | | | | | | 17, 177, 554 | 431,000 | 17, 608, 554 |
| | | | | | 2. 国 | 庫 | 補 | 助 | 金 | 5, 292, 792 | 431,000 | 5, 723, 792 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | 歳 | i. | 入 | 合 | 計 | | | | 72, 998, 005 | 431,000 | 73, 429, 005 |

| 歳出 | | | | | | | | | | | (単位 | 千円) |
|------|---|---|------|---|---|---|---|--------------|-----|----------|-------|----------|
| | 款 | | | | 項 | | | 補正前の予算額 | 補 正 | 額 | 計 | • |
| 3. 民 | 生 | 費 | | | | | | 34, 648, 736 | , | 431, 000 | 35, (| 736, 736 |
| | | | 1. 社 | 会 | 福 | 祉 | 費 | 17, 771, 582 | | 431, 000 | 18, 2 | 202, 582 |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 歳 | 出 | 合 | 計 | | | | 72, 998, 005 | | 431, 000 | 73, 4 | 129, 005 |

第2表 繰越明許費補正

| 1. 追加 | | | (単位 千円) |
|--------|----------|-------------|----------|
| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 物価高騰対策給付金事業 | 431, 000 |

公公公公公告

宇治市公告第9号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律 第56号)附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定 めましたので、同項の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に備え置いて縦覧 に供します。

令和6年2月26日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和 5 年度第 8 - 1 号 令和 5 年度第 8 - 2 号

2 縦覧期間

令和6年2月26日以後常時

(掲示済)

教育委員会

宇治市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和6年2月21日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和6年2月22日 午後7時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

2 令和6年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見

聴取について

(掲示済)

宇治市教育委員会告示第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和6年2月26日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和6年2月27日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

付議事項 1 会議録署名委員の指名について

- 2 令和6年度宇治市教育の重点を策定するについて
- 3 教職員を任免するについて

(掲示済)

監、査、委、員、、

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和6年2月21日

宇治市監査委員

池上 哲朗松岡 ゆかり堀 明人

- 1 監査の結果を公表した日
 - 令和5年12月26日(宇治市監査委員公表第20号)
- 2 当該通知に係る事項 次のとおり。

監査対象 健康長寿部 国民健康保険課

監査期間 令和5年10月2日~令和5年11月28日

| | 監査結果 (指摘事項) | 措置状況等(改善内容) |
|---|--------------|---|
| 1 | に滞納整理事務マニュアル | 債権管理については、これまで事務引継書の一部にたず順を記載するのみでしたが、今般、帯納整理事務でしまいた。 一会後徹底を図り、適正なた。 一会後徹底を図りまいります。 |

(掲示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第2号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条 第1項の規定により、第9回宇治市農業委員会定例総会を、次のと おり招集します。 令和6年2月21日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

 開会日時
 令和6年3月5日
 13時30分

 開会場所
 宇治市役所
 8階
 大会議室

付議事項 1 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見に ついて

専決事項の報告

3 その他

(掲示済)